

平成 28 年産果樹共済（ぶどう、もも、すもも）の共済金 支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は平成 28 年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	H28	241	49,820,980
	（参考）H27	372	101,408,090
	対比	64.8%	49.1%
もも	H28	180	21,490,240
	（参考）H27	146	38,480,650
	対比	123.3%	55.8%
すもも	H28	88	5,142,040
	（参考）H27	137	25,735,680
	対比	64.2%	20.0%
総合計	H28	509	76,453,260
	（参考）H27	655	165,624,420
	対比	77.7%	46.2%

※かき、りんごについては翌年 1 月に決定し、支払われる予定です。

28 年産のぶどう・もも・すももの共済金支払総額は、7,600 万円余りとなり、過去 10 年間で 8 番目に多い支払額となった。

ぶどうにおける共済金は、ぶどう・もも・すももの 3 樹種総合計の約 65% を占める支払いとなった。べと病や長雨による裂果が発生したが、過去 10 年間で 7 番目に多い支払額となった。

ももにおける共済金は、比較的被害の少なかった一昨年よりは増額したものの、過去 10 年間で 6 番目（平均額をやや下回る）に多い支払額となった。

すももにおける共済金は、比較的被害の少なかった一昨年よりも減額となり、過去 10 年間で 2 番目に少ない支払額となった。

2 支払年月日 平成 28 年 12 月 20 日から

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは 28 年産果樹共済に加入し、規定の減収割合に達した組合員が対象となります。

減収量が基準収穫量の 3 割（樹園地総合短縮方式は 4 割）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

本年のぶどうにおいては、5 月上旬の天候不順によるべと病が発生し、その後は高温・乾燥による花振るいや、長雨による裂果などが発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕 8 月上旬から中旬にかけて高温・乾燥が続いた後、8 月中旬から 9 月下旬にかけては前線や低気圧、台風などの影響により降雨が続いたことにより、大房系品種を中心に裂果が発生した。

② 病害

〔内容〕 5 月上旬から中旬にかけての降雨等により湿度が上がり、甲斐路を中心にべと病が発生した。

③ 高温・乾燥害

〔内容〕 5 月中旬から 6 月上旬にかけて高温・乾燥となり、この時期に開花期を迎えていた大房系品種などに花振るいが発生した。

(2) もも

本年のももについては、7 月 4 日及び 14 日に峡東地域を中心に強風が吹き、収穫期を迎えていた園地では枝折れ等の被害が発生した。その他、着色初期の高温による着色不良や、一部園地では開花期の天候不順による結実不良が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 風害

〔内容〕 7 月 4 日及び 14 日に、峡東地域を中心に強風が吹き、収穫期を迎えていた園地では枝折れや落果等が発生した。7 月 4 日においては、甲府地方気象台で最大瞬間風速 27.7m/s を記録し、7 月としては観測史上 2 番目に強い風だった。

② 高温障害

〔内容〕 6 月中旬から 7 月上旬にかけては高温傾向で推移し、35℃以上の猛暑日もあった。これにより着色不良が発生した。

(3) すもも

本年のすももについては、ももと同様、7 月 4 日及び 14 日の強風により枝折れ

等が発生した。また一部園地では、4月上旬から中旬にかけての曇雨天や低温による結実不良や、6月中旬から7月上旬にかけての高温による日焼け果が発生した。主な被害については、以下の①～②のとおりである。

① 風害

〔内容〕7月4日及び14日に、峡東地域を中心に強風が吹き、収穫期を迎えていた園地では枝折れや落果等が発生した。7月4日においては、甲府地方気象台で最大瞬間風速 27.7m/s を記録し、7月としては観測史上2番目に強い風だった。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	28年産のぶどうの支払共済金は、過去10年間で7番目の支払額となった。ぶどうの過去10年間の平均額と比べても少ない額となった。
もも	28年産のももの支払共済金は、過去10年間で6番目の支払額となった。ももの過去10年間の平均額を若干下回る額となった。
すもも	28年産のすももの支払共済金は、過去10年間で9番目の支払額となり、被害の少ない年であったと言える。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (3) 樹園地単位総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 園地単位で減収量を算定
- (4) 樹園地単位特定危険方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 暴風雨、ひょう害、凍霜害の3つの自然災害に限定した共済（各災害単独の方式と、暴風雨とひょう害のセット方式、3つの災害のセット方式の合計5種類の方式）
 - ・ 園地単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、29年産の樹園地特定危険方式、樹園地単位総合短縮方式、半相殺減収総合短縮

方式の加入申込みを受け付けています。同時に 30 年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

問合せ先：山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）

TEL 228-4711 事業 2 課